また、チェックオフの導入は、豚肉の消費拡大を図る上で有意義なものになりうるとして、養豚チェックオフ協議会が設立されており、引き続き関係者間でチェックオフに対する理解醸成を進めていくことが重要である。

七　その他養豚農業の振興に関し必要な事項

１　豚肉の流通の合理化に資する豚肉の産地処理の推進

食肉処理施設が老朽化している現状を踏まえ、流通段階での合理化、コスト低減のため産地処理の推進を一層進め、食肉処理施設の再編や稼働率が高く生産量の多い中核施設の合理化を促進し、１日当たり処理頭数の拡大とともに稼働率の向上を推進する。また、人手不足に対応した、食肉処理施設における省力化を推進する。

２　豚肉の取引規格及び品質表示の普及

豚肉の取引規格については、一定の役割を果たしており、その一層の普及・定着を図る。

豚肉及び豚肉の加工品の品質表示は、消費者が適切に食品を選択するための機会の確保や、消費者の需要に即した食品の生産振興に資する重要なものであり、関係機関が連携し、普及を図る必要がある。

特に、加工食品の原料原産地表示については、国内で製造又は加工された全ての加工食品に対して、原料原産地表示が義務付けられていることから、適切な指導を継続する。

また、地理的表示保護制度については、生産者団体等はその活用についても検討する。

３　物流への対応

物流分野におけるトラック輸送の担い手の人材確保難や時間外労働の上限規制等に対処するため、養豚農業分野でも、引き続き、生体の輸送距離短縮のための産地処理を推進する。また、長距離輸送を行う場合にはアニマルウェルフェアに配慮した輸送を推進するとともに、トラックドライバーの負担軽減に取り組む必要がある。くわえて、飼料についても、引き続き、突発的な発注・配送の削減等、輸送の合理化につなげる取組を推進する。

## 公　告

**諸　事　項**

**破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間**